3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒080―8585 北海道帯広市西５条南８丁目
北海道開発局帯広開発建設部契約課上席専門官　髙橋　浩貴　電話0155―24―3198
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
調達ポータル
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　電子調達システムにより交付する（入札説明書等に対する質問回答書についても同様に交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックすること。）。
ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記３⑴に問い合わせること。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年６月５日16時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年６月23日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年６月24日14時00分　北海道開発局帯広開発建設部入札執行室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、上記①及び②のいずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」により随時受け付ける。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAITOU Daisaku, Director of Obihiro Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Installation of a Web-based Data Distribution Unit within the Control Processing Equipment for Dam Management
⑷　Delivery period : From 25 June 2026 through 17 March 2027
⑸　Delivery place : As in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027
③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
④　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑤　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 5 June 2026
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 23 June 2026
⑼　Contact point for the notice : TAKAHASHI Hiroki, Senior Officer, Contracts Division, Obihiro Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Minami 8, Nishi 5, Obihiro, Hokkaido, 080―8585, Japan TEL 0155―24―3198

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年５月15日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　山本　大志
支出負担行為担当官
中国財務局総務部長　村上　勝彦

◎調達機関番号　020、015　◎所在地番号　34
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42、75、78
⑵　事業名　広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業
⑶　事業場所　広島県広島市中区上八丁堀６番30号
⑷　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、広島合同庁舎防災棟（仮称）（以下「防災棟」という。）の①施設整備並びに防災棟及び本敷地内の既存庁舎（以下「既存棟」という。「防災棟」及び「既存棟」を総称して「本施設」という。）の②維持管理及び運営に関する業務を行うものである。
⑸　事業期間　事業契約締結日から令和23年３月31日まで。
⑹　本事業は、応募者を構成する企業の賃上げ実施状況及びワーク・ライフ・バランス等にかかる認定状況に応じて総合評価における加点を行う事業である。
2　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑷①及び②に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること。
②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。
なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。
ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。